

第**123**期

# 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月24日（水曜日）  
午前10時（開場午前9時）

場所

島根県松江市魚町10番地  
当行本店（3階大ホール）

開催場所が昨年と異なりますのでご注意ください。  
「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。

- 当日ご出席されない場合は、事前に書面またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
- ご来場株主様へのお土産の用意はございません。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 目次

■ ごあいさつ	1
■ 業績ハイライト・トピックス	2
■ 第123期定時株主総会招集ご通知	4
■ 当行の株主総会の流れ	6
■ インターネット等による議決権行使のご案内	7
（株主総会参考書類）	
■ 第1号議案 剰余金の処分の件	9
■ 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く） 8名選任の件	10
■ 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	17
■ 第123期事業報告	22
■ 計算書類	48
■ 連結計算書類	50
■ 監査報告書	52
■ 株主総会会場ご案内略図	

書面交付請求されていない株主様は  
ウェブサイトをご確認ください。

令和元年改正会社法により創設された「株主総会資料の電子提供制度」に基づき、招集ご通知をお届けしております。



書面交付請求  
されていない株主様

1～21ページまでお送りしております。  
22ページ以降は当行ウェブサイトをご確認ください。



書面交付請求  
された株主様

全てのページをお送りしています。

# ごあいさつ

## ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2025年度は国内外ともに不確実性の高い状況が続きました。国内では、円安、物価上昇の定着、賃上げ期待などから、日本銀行が政策金利を0.75%程度へ引き上げ、1995年以来約30年ぶりの水準となり、また、株式市場においては日経平均株価が最高値を連続で更新し、足元では6万円を超える水準となりました。一方、米国の関税政策、中東における地政学リスクの高まりなど、国際情勢は一層不透明な状況となっております。

こうした変化の連続する環境の中ではありましたが、お取引先様とのリレーションを基盤とした営業活動の継続と、金利のある世界に適応すべく、収益とリスクのバランスを意識した経営に努めた結果、貸出金を中心とする本業が堅調に推移したことを主因に、5期連続で過去最高益を更新することができました。

先行きの見通せない経営環境ではありますが、成長への可能性は無限であり、今後も成長し続けることで全てのステークホルダーの皆様のご期待にお応えしてまいりたいと考えております。引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

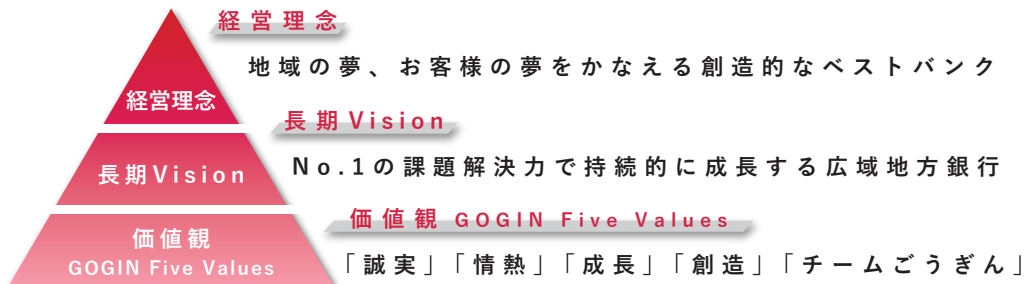


2026年5月

取締役頭取

吉川 浩

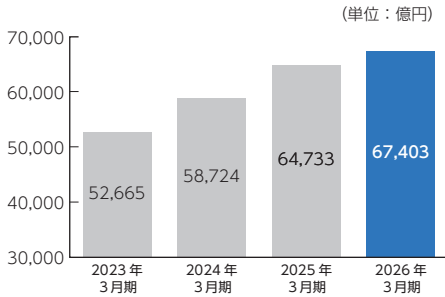
### 経営理念体系



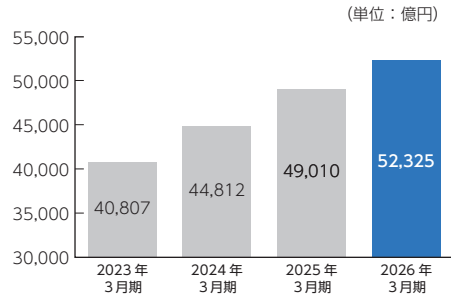
# 業績ハイライト・トピックス

## 業績ハイライト

預金等（平均残高）〔単体〕

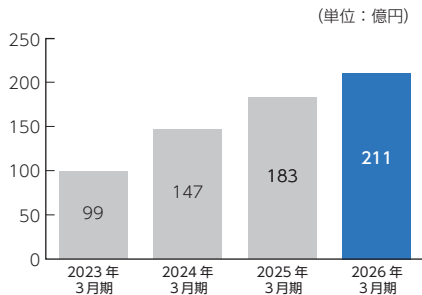


貸出金（平均残高）〔単体〕

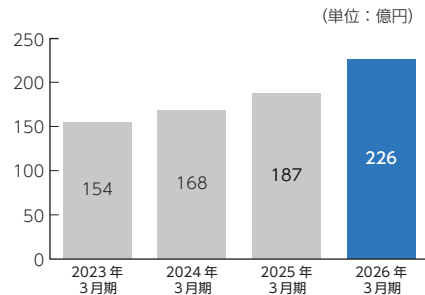


- ・ 預金等は前期比+2,670億円、貸出金は+3,314億円となり、預貸金ともに堅調に推移しました。

顧客向けサービス業務利益〔単体〕

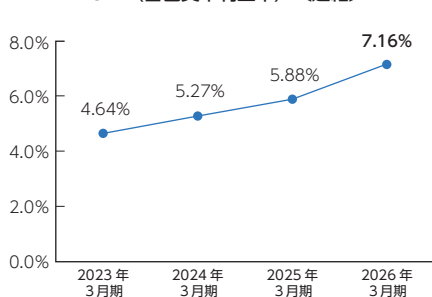


親会社株主に帰属する当期純利益〔連結〕

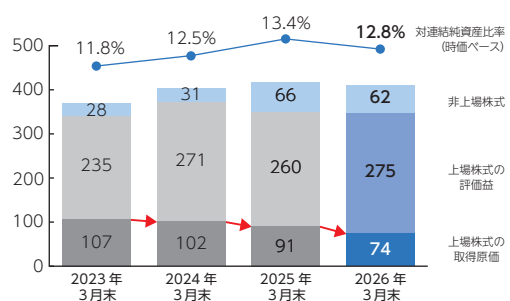


- ・ 銀行単体の本業による収益「顧客向けサービス業務利益」は2021年3月期に黒字化後6期連続で増加しました。
- ・ グループ連結の最終的な利益「親会社株主に帰属する当期純利益」は5期連続で過去最高益を更新しました。

ROE（自己資本利益率）〔連結〕



政策保有株式の状況 (単位：億円)



- ・ ROEは7.16%となり、資本収益性は引き続き向上しております。
- ・ 政策保有株式について、2025年度は上場株式を取得原価ベースで17億円縮減しました。2026年3月末時点の時価残高は412億円となっております（対連結純資産比率12.8%）。2030年3月末までに、対連結純資産比率10%未満を目指し、縮減を継続する計画としております。

# 業績ハイライト・トピックス

## 2025年度のサステナビリティの実現に向けた主な取り組み

### サステナビリティレポート2025発行

最新の取り組み内容を盛り込み、5回目となる2025年版を作成しております。当行のウェブサイトにてご確認ください。(2025年9月発行)



<https://www.gogin.co.jp/ir/disclosure/sustainabilityreport/>

### 人的資本に関する取り組み

#### 令和7年度「なでしこ銘柄」への選定 ※3年連続

女性活躍推進に優れた上場企業として、経済産業省と東京証券取引所が共同で実施する「なでしこ銘柄」に3年連続で選定されました。銀行業では全国唯一、また、中国・四国地方の全業種の企業でも唯一の受賞となりました。当行は女性活躍を経営や人材育成、地域貢献に関わる重要テーマとして位置づけ、組織全体で多角的に取り組んでおります。(2026年3月)



### 地域経済の持続的発展に関する取り組み

#### ごうぎんスタートアップフェス2026の開催 ※2回目

山陰におけるオープンイノベーション創出を目的に、昨年に続く2回目となる「ごうぎんスタートアップフェス2026」を開催しました。国内の主要なベンチャーキャピタルおよびスタートアップ企業、また地域のお取引先経営者の皆様など、650名を超えるご来場をいただきました。地域におけるイノベーションの推進と新たなビジネスの可能性を切り拓く取り組みを一層加速させ、地域経済の持続的な発展に貢献してまいります。

(2026年3月)



# 招集ご通知

証券コード8381

2026年6月3日

(電子提供措置の開始日 2026年5月27日)

株主の皆様へ

島根県松江市魚町10番地  
**株式会社山陰合同銀行**  
取締役頭取 吉川 浩

## 第123期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行**第123期定時株主総会**を開催いたしますので、下記のとおりご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当行のウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト

<https://www.gogin.co.jp/ir/stocks/meeting/>



また、電子提供措置事項は、当行ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイトにもアクセスいただき、当行名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使いただけますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月23日（火曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、会場以外でも当日の株主総会の模様をご視聴いただけるよう、議場映像をインターネットで同時配信いたします。詳しくは、同封の別紙「インターネットによるライブ配信のご案内」をご確認ください。

敬具

# 招集ご通知

## 記

1	日 時	2026年6月24日（水曜日） 午前10時（開場午前9時）
2	場 所	島根県松江市魚町10番地 <b>当行本店（3階大ホール）</b>
3	<b>株主総会の目的事項</b>	
	報告事項	1. 第123期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件 2. 第123期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
	決議事項	<b>第1号議案</b> 剰余金の処分の件 <b>第2号議案</b> 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件 <b>第3号議案</b> 監査等委員である取締役1名選任の件
4	本招集ご通知に関する事項	1. 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当行定款の規定に基づき、書面交付請求をされた株主様に対して交付する書面（交付書面）には記載しておりません。なお、当該書面は監査報告の作成に際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。 ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」 ②事業報告の「業務の適正を確保する体制」 ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」 ④連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」 2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
5	その他	1. 当日のご出席には、同封の議決権行使書用紙が必要です。 2. 議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示ください。賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。 3. 書面およびインターネット等による議決権行使を重複して行われた場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。 4. インターネット等による議決権行使を複数回行われた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。 5. ご来場の際して、お体が不自由な又は障がいのある株主様におかれましては、ご要望に応じて、ご同伴の方や補助犬のご入場、席への誘導、車椅子のサポート、筆談、手話通訳者の同席等のお手伝いをさせていただきますので、受付にてお申し出ください。 6. 会場での撮影、録画、録音、SNS等での投稿等をご遠慮ください。

# 当行の株主総会の流れ

## 当行の株主総会の流れ

株主総会開催前

株主総会当日

株主総会開催後

### 招集ご通知到着後～2026年6月23日（火）

#### ■招集ご通知のご確認

当行ウェブサイト

<https://www.gogin.co.jp/ir/stocks/meeting/>



※東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）でもご確認いただけます。

#### ■事前の議決権ご行使

インターネット等による議決権行使

**行使期限**

2026年6月23日火曜日  
午後5時15分まで

議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

詳細は7～8ページをご確認ください。

書面による議決権行使

**行使期限**

2026年6月23日火曜日  
午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

### 2026年6月24日（水）10時～

#### ■株主総会へのご出席（当日ご来場される方）

**会場**

当行本店（3階大ホール）



開場 午前9時

※同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

#### ■ライブ配信のご視聴

同封のご案内をご確認ください。

#### ■株主総会の結果のご確認

当行ウェブサイト上に、以下のコンテンツを順次公開いたします。

株主総会の模様を見る（事後配信動画）

議決権行使結果に関するお知らせ



当行ウェブサイト

<https://www.gogin.co.jp/ir/stocks/meeting/>



# インターネット等による議決権行使のご案内

## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

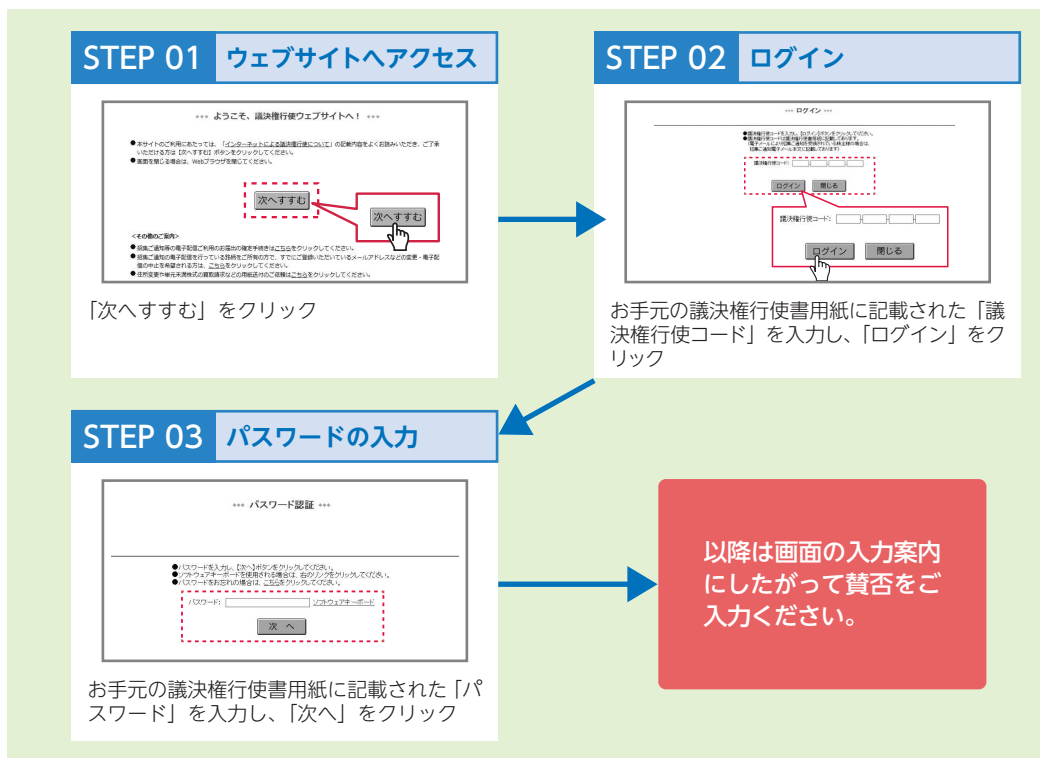
### インターネット等による議決権行使期限

2026年6月23日(火) 午後5時15分まで

### 議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

### 「議決権行使ウェブサイト」による方法



### ！ ご注意事項

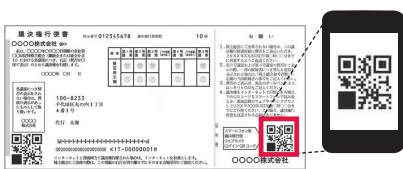
- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主様のご負担となります。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用できない場合もございます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## 「スマート行使」による方法

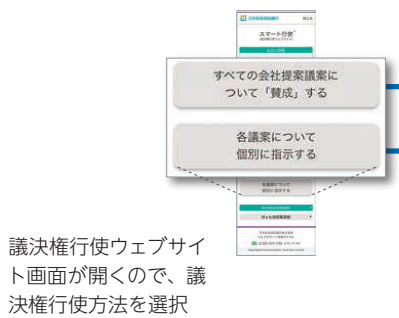
「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

### STEP 01 QRコードを読み取る

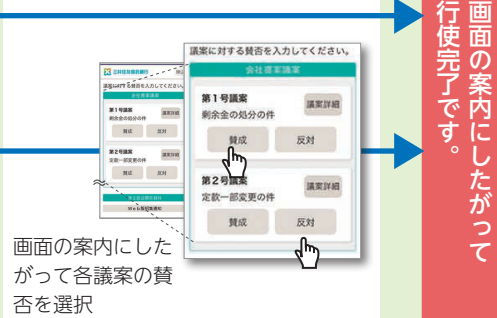


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

### STEP 02 議決権行使方法を選択



### STEP 03 各議案の賛否を選択



※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。

パソコンなどの  
操作方法に関する  
お問い合わせ先

株主名簿管理人 三井住友信託銀行(株)ウェブサポート専用ダイヤル

電話 **0120-652-031** (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)

### 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、内部留保の充実を図りつつ、株主の皆様への積極的かつ安定的な利益還元を実施していく基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当は1株当たり32円00銭とし、中間配当を含めた年間配当は1株当たり60円とさせていただきたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき32円00銭

総額 4,858,349,280円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月25日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

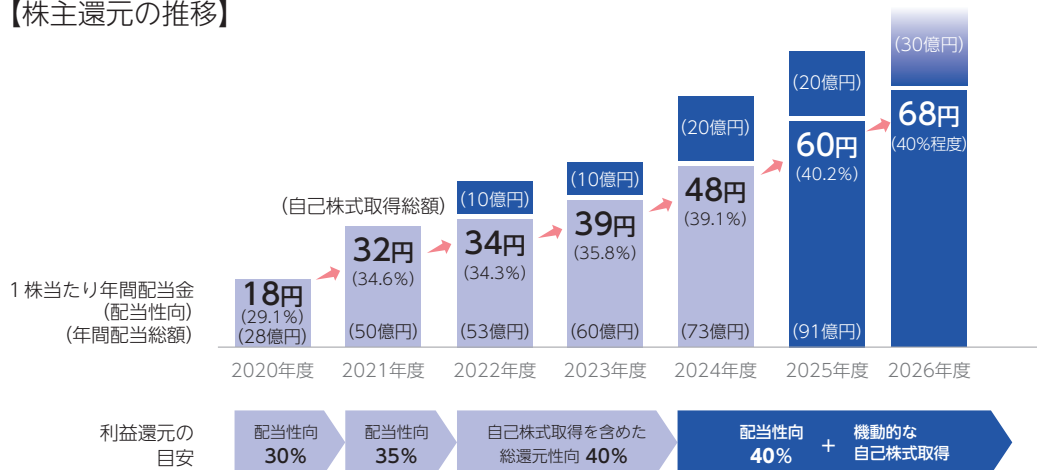
##### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別段積立金 5,000,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

### 【株主還元の推移】



(注) ・2025年度：年間配当金は期末配当金が第123期定時株主総会で承認された場合の金額。

・2026年度：年間配当金は配当予想の金額。2026年5月15日開催の取締役会にて総額30億円を上限とする自己株式の取得を決議。

## 株主総会参考書類

### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（8名）が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）8名の選任を願いたいと存じます。

候補者の選定にあたっては、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、会社法の規定に基づき陳述すべき特段の事項はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会 出席状況
1	やま さき とおる 山 崎 徹 <b>再任</b>	取締役会長	100% (12回/12回)
2	よし かわ ひろし 吉 川 浩 <b>再任</b>	取締役頭取	100% (12回/12回)
3	よし おか さわ こ 吉 岡 佐和子 <b>再任</b>	取締役専務執行役員	100% (12回/12回)
4	いく た ひろ ひさ 生 田 博 久 <b>再任</b>	取締役専務執行役員	100% (12回/12回)
5	くら つ やす ゆき 倉 都 康 行 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	取締役	100% (12回/12回)
6	ご とう やす ひろ 後 藤 康 浩 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	取締役	100% (12回/12回)
7	もと い ち え 本 井 稚 恵 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	取締役	100% (12回/12回)
8	グレアム・デイビッド・ナウド Graeme David Knowd <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	取締役	100% (12回/12回)

(注) 現在の当行における地位は、株主総会参考書類作成時点のものを記載しております。

# 株主総会参考書類



生年月日

1958年8月20日

取締役会出席状況

100%  
(12回/12回)

所有する当行の株式数

47,200株

候補者  
番号

1

やま さき  
山 崎

とおる  
徹

再任

## 経歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	当行入行	2014年6月	常務執行役員
2006年6月	米子西支店長	2015年6月	取締役専務執行役員
2009年6月	営業企画部長	2018年6月	取締役副頭取執行役員
2012年6月	執行役員経営企画部長	2020年6月	取締役頭取
		2025年4月	取締役会長（現任）

## 取締役候補者とした理由

営業企画部長、経営企画部長等の重要な役職を歴任するなど、豊富な業務知識と業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。取締役専務執行役員、取締役副頭取執行役員を務めたのち、2020年6月からは取締役頭取を務め、経営の重要事項を適切に判断し、当行の企業価値向上に貢献してきました。2025年4月からは取締役会長として、業務執行に対する監督等の職務・職責を適切に果たし、また取締役会議長として、コーポレートガバナンスの一層の強化に努めております。引続き、銀行経営に関する知識および豊富な経験を生かすことにより、当行の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としております。



生年月日

1966年2月23日

取締役会出席状況

100%  
(12回/12回)

所有する当行の株式数

20,520株

候補者  
番号

2

よし かわ  
吉 川

ひろし  
浩

再任

## 経歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月	当行入行	2019年6月	執行役員米子支店長
2008年4月	米子支店次長	2020年6月	執行役員山陽営業本部長
2009年7月	姫路支店長	2021年6月	常務執行役員山陽営業本部長
2012年10月	阪神北支店長		
2015年6月	岡山支店長	2022年6月	取締役常務執行役員
2017年7月	米子支店長	2023年4月	取締役専務執行役員
		2025年4月	取締役頭取（現任）

**(現在の担当)**  
人事

## 取締役候補者とした理由

岡山支店長、米子支店長、山陽営業本部長等の重要な役職を歴任するなど、豊富な業務知識と業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2022年6月からは取締役に務め、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行し、その職務・職責を十分に果たしてきました。2025年4月からは取締役頭取として、厳しい経済情勢において地域経済と経営環境を俯瞰した立場から迅速かつ合理的な判断力を発揮して当行の経営をリードし、業務執行を統括しております。引続き、取締役頭取として経営理念の実現に向けて組織を動かす求心力を発揮し、創造・改革を推し進めながら、当行の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としております。

## 株主総会参考書類



生年月日

1967年2月10日

取締役会出席状況

100%  
(12回/12回)

所有する当行の株式数

10,300株

候補者  
番号

3

よし おか さ わ こ  
吉 岡 佐和子

再任

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月	当行入行	2018年8月	米子西支店長
2013年4月	お客様サービス部調査役	2020年6月	米子支店長
2013年6月	福生出張所長	2022年6月	執行役員米子営業本部長
2015年6月	古志原支店長	2024年4月	専務執行役員鳥取営業本部長
		2024年6月	取締役専務執行役員鳥取営業本部長（現任）

### 取締役候補者とした理由

米子西支店長、米子支店長、米子営業本部長等の重要な役職を歴任するなど、豊富な業務知識と業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2024年6月からは取締役を務め、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行し、その職務・職責を十分に果たしてきました。引続き、銀行経営に関する知見および豊富な経験を生かし、当行の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としております。



生年月日

1965年8月24日

取締役会出席状況

100%  
(12回/12回)

所有する当行の株式数

11,000株

候補者  
番号

4

いく た ひろ ひさ  
生 田 博 久

再任

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月	当行入行	2022年6月	常務執行役員DX推進本部長
2011年7月	鳥取営業部副部長	2024年4月	専務執行役員DX推進本部長
2013年6月	松江駅前支店長	2024年6月	取締役専務執行役員DX推進本部長
2015年6月	加古川支店長	2026年4月	取締役専務執行役員経営管理本部長（現任）
2017年6月	神戸支店長		
2019年6月	執行役員神戸支店長		
2020年6月	執行役員リスク統括部長		
2021年10月	執行役員DX推進本部長		

(現在の担当)

融資、事務企画、ITソリューション、本部業務集中

### 取締役候補者とした理由

松江駅前支店長、神戸支店長、リスク統括部長等の重要な役職を歴任するなど、豊富な業務知識と業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2024年6月からは取締役を務め、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行し、その職務・職責を十分に果たしてきました。引続き、銀行経営に関する知見および豊富な経験を生かし、当行の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としております。

# 株主総会参考書類



生年月日  
1955年6月23日  
取締役会出席状況  
100%  
(12回/12回)  
所有する当行の株式数  
8,000株

候補者  
番号 **5** くら 倉 つ 都 やす 康 ゆき 行

再任 社外  
独立

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月	株式会社東京銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行	2001年4月	リサーチアンドプライシングテクノロジー株式会社代表取締役（現任）
1996年4月	バンカース・トラスト マネージング・ディレクター	2007年2月	産業ファンド投資法人執行役員
1997年6月	チェース・マンハッタン・バンク マネージング・ディレクター	2007年3月	セントラル短資FX株式会社社外監査役（現任）
1998年6月	チェース証券会社東京代表兼務	2015年4月	株式会社国際経済研究所シニア・フェロー（現任）
		2018年6月	当行取締役（現任）
		2022年11月	株式会社エスポリア社外取締役

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

国際金融分野における専門的な知見と国内外での金融業務における豊富な経験を有し、地元出身者として当行の地域特性も熟知しております。2018年6月に社外取締役に就任して以来、当行の経営に対し、様々な角度からの確かな助言、提言を行うなど取締役の職務・職責を適切に果たしてきました。引続き、専門的・実践的な視点から当行経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待できる人物と判断し、取締役候補者としております。

## 候補者との特別の利害関係について

倉都康行氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

## その他の事項

倉都康行氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年間であります。

# 株主総会参考書類



生年月日  
1958年9月18日

取締役会出席状況  
100%  
(12回/12回)

所有する当行の株式数  
2,000株

候補者  
番号

6

ごとう やす ひろ  
後藤 康 浩

再任 社外  
独立

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月	株式会社日本経済新聞社入社	2005年4月	一般社団法人全国石油協会非常勤理事（現任）
1988年9月	同社バーレーン支局駐在	2008年3月	株式会社日本経済新聞社東京本社編集局アジア部長
1990年1月	同社欧州総局（ロンドン）駐在	2010年4月	同社編集委員
1992年9月	同社東京本社産業部	2016年4月	亜細亜大学社会学部／都市創造学部教授（現任）
1997年9月	同社中国総局（北京）駐在	2017年6月	フォスター電機株式会社社外監査役
2000年9月	同社東京本社産業部編集委員	2020年6月	フォスター電機株式会社社外取締役
2002年3月	同社論説委員兼日経CNBCキャスター	2021年6月	当行取締役（現任）
2004年12月	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）業務評価委員（現任）	2021年12月	株式会社安藤・間顧問

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

新聞社において海外総局駐在員、論説委員、編集局アジア部長、編集委員等を歴任し、また現任の大学教授として産業構造分析、アジア経済、日本企業の海外進出等の分野で専門的な知見を有しております。2021年6月に社外取締役に就任して以来、当行の経営に対し、様々な角度からの確な助言、提言を行うなど取締役の職務・職責を適切に果たしてきました。引続き、専門的・実践的な視点から当行の経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待できる人物と判断し、取締役候補者としております。

## 候補者との特別の利害関係について

後藤康浩氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

## その他の事項

後藤康浩氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年間であります。

# 株主総会参考書類



候補者  
番号 **7**

もと い ち え  
**本 井 稚 恵**

再任 社外  
独立

生年月日  
1963年7月28日  
取締役会出席状況  
100%  
(12回/12回)  
所有する当行の株式数  
—

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月	アーサー・アンダーセン (現 アクセンチュア株式会社) 入社	2011年4月	NPO法人GEWEL (ジュエル) 理事
1997年9月	同社シニアマネージャー	2011年4月	コンサルタント (企業における多様性推進、女性活躍支援)として独立 (現職)
2000年9月	同社エグゼクティブ・パートナー (公共サービス・医療健康本部所属)	2019年9月	横浜市長特別秘書
		2022年6月	当行取締役 (現任)

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

コンサルティング会社においてシニアマネージャー、エグゼクティブ・パートナーとして、多数のプロジェクトの責任者を務め、豊富な実務経験、専門的知見を有しております。また、女性の活躍支援にも力を注いでおり、多様な人材育成に関する知見・経験も豊富であります。2022年6月に社外取締役に就任して以来、当行の経営に対し、様々な角度からの確かな助言、提言を行うなど取締役の職務・職責を適切に果たしてきました。引続き、当行の健全性の維持、企業価値の向上のため、経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待できる人物と判断し、取締役候補者としております。

## 候補者との特別の利害関係について

本井稚恵氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

## その他の事項

本井稚恵氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年間であります。

# 株主総会参考書類



生年月日

1969年5月3日

取締役会出席状況

100%  
(12回/12回)

所有する当行の株式数

—

候補者  
番号

8

グ レ ム ・ デ イ ビ ッ ド ・ ナ ウ ド  
Graeme David Knowd

再任

社外

独立

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1997年9月	バンク・オブ・イングランドアナリスト	2008年6月	モルガン・スタンレー証券株式会社エグゼクティブ・ディレクター
1998年6月	英国金融庁アナリスト		
1999年3月	スタンダード・アンド・プアーズ株式会社アソシエイト	2012年6月	ムーディーズ・ジャパン株式会社マネージング・ディレクター
2000年11月	UBS証券株式会社ディレクター	2018年9月	Moody's Investors Service (現 Moody's Ratings) Singaporeマネージング・ディレクター
2005年9月	国際決済銀行 (BIS) マネージャー		
2006年7月	CLSA証券株式会社バイス・プレジデント	2023年6月	ナウド・アドバイザリー株式会社代表取締役社長 (現任)
		2024年6月	当行取締役 (現任)

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

中央銀行や国際機関、グローバルな金融機関、格付会社などで、長年、国内外の企業分析の実績を積み、格付会社では地域の責任者を務めるなど、豊富な実務経験、金融機関経営に関する専門的な知見を有しております。2024年6月に社外取締役に就任して以来、当行の経営に対し、様々な角度からの確かな助言、提言を行うなど取締役の職務・職責を適切に果たしてきました。引続き、当行の健全性の維持、企業価値の向上のため、経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待できる人物と判断し、取締役候補者としております。

## 候補者との特別の利害関係について

Graeme David Knowd氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

## その他の事項

Graeme David Knowd氏は、社外取締役候補者であります。

なお、同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年間であります。

- (注) 1. 倉都康行氏、後藤康浩氏、本井稚恵氏、Graeme David Knowd氏の各氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。各氏の取締役選任が承認可決された場合には、引続き各氏を独立役員とする予定であります。
2. 当行は、倉都康行氏、後藤康浩氏、本井稚恵氏、Graeme David Knowd氏との間に会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。各氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
3. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法律違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2026年7月に同内容での更新を予定しております。
4. 本井稚恵氏の戸籍上の氏名は、久保田稚恵であります。
5. 各候補者の略歴、地位、担当および重要な兼職の状況は、株主総会参考書類作成時点のものを記載しております。

# 株主総会参考書類

## 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役足立珠希氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任しますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任を願いたいと存じます。本総会にて選任された監査等委員である取締役の任期は、当行定款の定めにより、辞任した監査等委員である取締役の任期満了の時である2027年開催の定時株主総会終結の時までとなります。

候補者の選定にあたっては、委員の過半数を社外取締役に構成する指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定しております。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。



はし ざわ か よ  
橋 澤 加 世

新任 社外  
独立

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2009年12月	弁護士登録（第二東京弁護士会入会）	2019年7月	米子東町法律事務所入所
		2022年7月	米国ニューヨーク州弁護士登録
2015年4月	安田・林・水田法律事務所入所（鳥取県弁護士会入会）	2023年6月	弁護士法人米子東町法律事務所開設 同弁護士法人社員（現職）

生年月日  
1977年8月7日  
取締役会出席状況

監査等委員会出席状況

所有する当行の株式数

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当行の地域特性を熟知し、弁護士としての高い見識および法令に関する専門的知識を有しております。また、米国ニューヨーク州の弁護士としても登録しており、その豊富な知識と実務経験、ならびにグローバルな視点を生かし、取締役の職務執行を監査・監督し、的確・適切な意見・助言を行うことが期待できる人物と判断し、新たに監査等委員である取締役候補者としております。また、直接会社経営に関与した経験はありませんが、同様の理由から社外取締役として適切に職務を遂行できる人物と判断しております。

### 候補者との特別の利害関係について

橋澤加世氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

### その他の事項

橋澤加世氏は、新任の社外取締役候補者であります。

- (注) 1. 橋澤加世氏の取締役選任が承認可決された場合には、当行が定める「社外役員の独立性に関する基準」により、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
2. 橋澤加世氏の取締役選任が承認可決された場合には、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となります。
3. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法律違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。橋澤加世氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2026年7月に同内容での更新を予定しております。
4. 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況は、株主総会参考書類作成時点のものを記載しております。

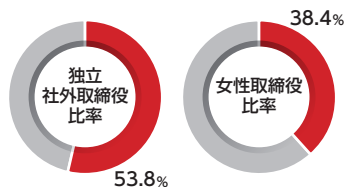
# 株主総会参考書類

(ご参考)

## ■選任後の取締役会の構成（予定）

第2号議案、第3号議案が原案のとおり承認可決された場合、取締役会は次のとおりとなる予定であります。

取締役会に占める独立社外取締役の比率は53.8%（7名）となります。また、取締役会に占める女性取締役の比率は38.4%（5名）となります。



## (1) 社内取締役のスキル・マトリックス

氏名	現在の当行における地位	企業経営に必要なスキル					業務運営に必要なスキル		
		経営戦略	サステナビリティ	地域社会・経済	リスクマネジメント	人事マネジメント・ダイバーシティ	営業・コンサルティング	金融市場・資産運用	DX・IT
山崎 徹 (男性)	取締役会長	●	●	●	●				●
吉川 浩 (男性)	取締役頭取	●	●	●			●	●	
吉岡 佐和子 (女性)	取締役専務執行役員	●		●		●	●		
生田 博久 (男性)	取締役専務執行役員	●		●	●			●	●
中村 真実子 (女性)	取締役(監査等委員)			●	●	●			
古藤 良子 (女性)	取締役(監査等委員)			●	●	●			

## (2) 社外取締役のスキル・マトリックス

氏名	現在の当行における地位	経営の監督に必要なスキル				経営への助言を期待するスキル			
		経営戦略	サステナビリティ	財務・会計	法務	グローバルビジネス	人材開発・ダイバーシティ	金融	DX・IT
倉都 康行 (男性) <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">独立</span>	取締役	●	●			●		●	
後藤 康浩 (男性) <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">独立</span>	取締役	●	●			●	●		
本井 稚恵 (女性) <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">独立</span>	取締役	●	●				●		●
グレム・デイビッド・ナウド Graeme David Knowd (男性) <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">独立</span>	取締役	●	●			●	●	●	
瀬古 智昭 (男性) <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">独立</span>	取締役(監査等委員)			●	●				
大森 浩 (男性) <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">独立</span>	取締役(監査等委員)			●				●	
橋澤 加世 (女性) <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">独立</span>	—		●		●	●			

(注) 現在の当行における地位は、株主総会参考書類作成時点のものを記載しております。

# 株主総会参考書類

## スキルの選定理由

当行の経営理念、長期ビジョン、中期経営計画で定める重要課題（マテリアリティ）および経営戦略に照らし、特に重要と考えるスキルを、社内取締役および社外取締役のそれぞれで選定しております。

## 選定したスキルの概要

### (1) 社内取締役

	スキル	専門性・経験の詳細	関連する主な重要課題 (マテリアリティ)	選定理由
企業経営に必要なスキル	経営戦略	経営戦略立案・実行に関する専門性	企業価値向上、コーポレートガバナンス強化	経営理念の実現、持続的な成長・企業価値向上を推進するため、経営戦略の立案・実行に関する知識・能力や経験が必要であると考えます。
	サステナビリティ	ESGに関する専門性・経験	環境保全・気候変動への対応、人権の尊重、地域活性化への貢献	地域の持続可能性と当行の持続的な成長は一体のものとして捉えており、グローバルな潮流も踏まえた地域社会の課題解決に関する知見が必要であると考えます。
	地域社会・経済	地域・取引先の課題解決スキル・経験	地域活性化への貢献	地方銀行として、地域社会・経済への深い理解と地域活性化のためのソリューションの提供が必要であると考えます。
	リスクマネジメント	リスク管理、コンプライアンスに関する専門性・経験	コーポレートガバナンス強化	リスクテイクを可能にするリスクコントロールに関する知識・経験が必要であると考えます。また、コンプライアンス重視の企業風土をリードできる能力・資質が必要であると考えます。
	人事マネジメント・ダイバーシティ	人事管理、人材育成、ダイバーシティ推進に関する専門性・経験	働き方改革、ダイバーシティ&インクルージョンの推進	企業価値向上の推進力である人的資本強化に向けた知識・経験が必要であると考えます。また、持続的な成長・企業価値向上には、人材のダイバーシティを進めていく必要があると考えます。
業務運営に必要なスキル	営業・コンサルティング	営業部門の統括経験、コンサルティングビジネスに関する専門性・経験	地域活性化への貢献、企業価値向上、人生100年時代のQOL(※)をサポート	お客様の課題解決を通じた当行の持続的な成長には、営業地域の社会・取引先の深い理解、適切なソリューションを提供できる知識や経験が必要であると考えます。
	金融市場・資産運用	市場運用、金融資産運用に関する専門性・経験	企業価値向上、人生100年時代のQOL(※)をサポート	有価証券運用については、市場動向、リスク・リターンを適切に判断できる知識・経験が必要であると考えます。また、アセットコンサルティング分野においては、市場動向を踏まえた顧客本位の業務運営を実現できる知識・経験が必要であると考えます。
	DX・IT	DX、ITデジタル分野に関する専門性・経験	DXの推進・質の高い金融サービスの提供	デジタルを起点とした構造改革による生産性の向上、お客様への付加価値提供を推進していくことが、当行の持続的な成長、企業価値向上に必要であると考えます。

(※)Quality of life (クオリティ オブ ライフ)。人生の質、生活の質。

# 株主総会参考書類

## (2) 社外取締役

	スキル	専門性・経験の詳細	関連する主な重要課題 (マテリアリティ)	選定理由
経営の監督に必要なスキル	経営戦略	経営戦略立案・実行、組織運営に関する専門性	企業価値向上、コーポレートガバナンス強化	経営理念の実現、持続的な成長・企業価値向上を推進する戦略、施策の方向性、実行状況について、適切にモニタリング、監督する知識・経験が必要であると考えます。
	サステナビリティ	ESGに関する専門性・経験	環境保全・気候変動への対応、人権の尊重、地域活性化への貢献	地域の持続可能性と当行の持続的な成長は一体のものとして捉えており、グローバルな潮流も踏まえた地域社会の課題解決に関する知見により、サステナビリティ経営の実行状況を監督する知識・経験が必要であると考えます。
	財務・会計	財務・会計に関する専門性	コーポレートガバナンス強化	正確な財務報告、当行グループの健全で安定した財務基盤の確立を監督するための知識・経験が必要であると考えます。
	法務	法務に関する専門性	コーポレートガバナンス強化	企業価値を維持するためには、法務知識に基づく適切なリスクマネジメント、コンプライアンスに関する知識・経験が必要であると考えます。
経営への助言を期待するスキル	グローバルビジネス	グローバルな視点での知見、経験	企業価値向上	グローバルな潮流、動向を踏まえた当行の経営戦略に対し、監督や助言を期待しております。
	人材開発・ダイバーシティ	人材育成、ダイバーシティ推進に関する専門性・経験	働き方改革・ダイバーシティ&インクルージョンの推進	企業価値向上の推進力である人的資本強化に向けた知識・経験が必要であると考えます。特に、重点施策の法人向けコンサルティングは、銀行業務では新領域であるため、外部知見による助言を期待しております。また、持続的な成長・企業価値向上には、幹部人材のダイバーシティを進めていく必要があると考えます。
	金融	金融市場、金融業界に関する専門性・経験	企業価値向上	専門知識、グローバルな金融市場での経験から金融市場や規制動向を適切に理解し、当行の経営、有価証券運用に関する監督のほか、助言を期待しております。
	DX・IT	DX、ITデジタル分野に関する専門性・経験	DXの推進・質の高い金融サービスの提供	デジタルを起点とした構造改革による生産性の向上、お客様への付加価値提供を推進していくことが、当行の持続的な成長、企業価値向上に必要なものであると考えます。特に、重点施策のDX・ITによる構造改革は、専門知識に基づく助言を期待しております。

(ご参考)

### 『社外役員の独立性に関する基準』

当行における社外取締役または監査等委員である社外取締役（以下、併せて「社外役員」という。）であって、以下に掲げる項目いずれにも該当しない場合は、当行に対する独立性を有した社外役員と判断する。

1. 当行または当行の関係会社（※1）の業務執行者である者（※2）およびその就任の前10年以内において業務執行者であった者
2. 当行を主要な取引先（※3）とする者またはその業務執行者、または最近3年間ににおいて業務執行者であった者
3. 当行の主要な取引先またはその業務執行者、または最近3年間ににおいて業務執行者であった者
4. 当行から役員報酬以外に、直前事業年度を含む3年間の平均で1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている公認会計士、弁護士その他のコンサルタント
5. 監査法人、法律事務所、コンサルティングファームその他の専門的法人、組合等の団体が、当行を主要な取引先とする場合または当行の主要な取引先である場合における、当該団体に属する者、または最近3年間ににおいて当該団体に属していた者
6. 当行から直前事業年度を含む3年間の平均で1,000万円を超える寄付を受けている者またはその業務執行者
7. 当行の法定監査を行う監査法人に属する者、または最近3事業年度において当該監査法人に属していた者
8. 当行の業務執行者が現在または過去3年以内に他の会社において社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行者
9. 下記に掲げる者の配偶者または二親等内の親族
  - (1) 当行または当行の関係会社の重要な業務執行者（※4）
  - (2) 上記2. から8. に掲げる者ただし、2. 3. 6. 8. においては、重要な業務執行者に限る。4. および5. においては、公認会計士や弁護士等の専門的な資格を有する者に限る。7. においては、所属する組織における重要な業務執行者および公認会計士等の専門的な資格を有する者に限る。

※1 関係会社とは、子会社および関連会社を指す。

※2 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役その他法人等の業務を執行する役員、会社法上の社員、理事、その他これらに類する役職者および使用人として業務を執行する者をいう。

※3 主要な取引先とは、その取引実態に照らし相手方の事業等の意思決定に対して上記※1に定義する関係会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある者をいう。

※4 重要な業務執行者とは、上記※2に定義する業務執行者のうち、業務執行取締役、執行役その他法人等の業務を執行する役員または部門責任者として重要な業務を執行する者をいう。

以上

## 第123期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで) 事業報告

### 1. 当行の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果等

##### <主要な事業内容>

当行グループは当行及び子会社9社で構成され、山陰地区をはじめとする本店・支店等において銀行業及びその他銀行業に付随する業務を営み、ネットワークは広島・岡山・兵庫・大阪・東京へと広域に展開する広域地方銀行グループです。

##### <金融経済環境>

2025年度の日本経済は、米国の関税政策の影響で自動車などの輸出が伸び悩みなど、外需が弱含みとなりました。2025年7～9月期には、輸出の減速と住宅投資需要の縮小を受け、実質GDPは6四半期ぶりにマイナス成長となりました。企業の設備投資では、人手不足や高い収益環境を背景にソフトウェア投資が増加しました。個人消費は物価高により伸び悩んだものの、賃上げの広がりから緩やかな回復基調を維持しました。

日経平均株価は2025年4月に31,136円まで下落しました。その後は上昇基調となり、2026年2月には58,850円まで上昇しましたが、3月には中東情勢への警戒感から大幅に下落する局面も見られました。金融面では、物価高を背景に日本銀行が2025年12月に政策金利を0.25%引き上げました。国内長期金利も、物価上昇基調や円安、追加利上げ観測などを受けて2%を超える水準まで上昇しました。

こうした「金利のある世界」においては、運用の原資となる預金の安定的な調達がこれまで以上に重要となっています。また、キャッシュレス決済やステーブルコインの普及、生成AIやデジタル技術を活用した業務変革など、銀行を取り巻く環境変化のスピードは一段と加速しています。地域のリーディングバンクとして、私たちは地域の課題解決や成長への貢献をめざし、今後も変革を続けてまいります。

### <事業の経過及び成果>

当行は、経営理念「地域の夢、お客様の夢をかなえる創造的なベストバンク」のもと、地域のリーディングバンクとして、「地域・お客様のお役に立つ」ことを基本方針として掲げております。

また、長期ビジョンを「No.1の課題解決力で持続的に成長する広域地方銀行」と定め、地域・お客様の課題解決に貢献することで、地域・お客様とともに持続的に成長する姿を目指しております。

経営理念、長期ビジョンの実現を目指すうえで、役職員一人ひとりがとるべき行動の判断軸、判断の拠り所となる価値観として「誠実」「情熱」「成長」「創造」「チームごうぎん」を定めております。

#### 【価値観 GOGIN Five Values】

「誠実」：すべては信頼関係から始まる。常に誠実かつ真摯に行動する。

「情熱」：地域やお客様への熱い想いが私たちの原動力。金融領域のみならず、環境問題、社会貢献活動など幅広い分野に対して常に情熱を持って取り組む。

「成長」：私たちは地域やお客様と共に成長したい。プロフェッショナルとして知見・スキルを高め続け、地域やお客様のために貢献する。

「創造」：山陰が私たちの源流。その中で生まれたDNAをつなぎ、お客様に最高のサービスを提供するため、知恵を絞り、挑戦を繰り返すことで変革し続ける。

「チームごうぎん」：ごうぎんグループの力を結集する。風通しのよい組織風土のもと、多様性を尊重し、すべてのステークホルダーの期待に応えていく。

経営理念、長期ビジョン、価値観からなる経営理念体系を経営の基本方針とし、当行の有する経営資源を最大限活用してお客様や地域の課題解決に取り組むことで、お客様や地域社会、株主の皆様、従業員など、すべてのステークホルダーに価値を提供するとともに、持続可能な地域社会の実現を目指します。

当期の業績は以下のとおりとなりました。

預金等（譲渡性預金含む）は、金融機関及び公金部門で減少した一方で、個人及び法人部門において増加したことにより、期末残高は期中2,075億円増加の6兆8,723億円（前期比3.1%）となりました。

貸出金は、法人向け貸出が全エリア（山陰、山陽、関西、東京）で増加したほか、住宅ローンなどの個人向け貸出も全エリアで増加したことなどから、期中3,784億円増加し、期末残高は5兆5,107億円（前期比7.3%）となり、預金等・貸出金ともに堅調に推移しました。

有価証券は、収益性の低い投資信託や国債などの売却を行ったことから、期中2,699億円減少し、期末残高は1兆7,131億円となりました。

損益状況について、資金利益は、預金金利の引上げにより預金利息が増加した一方で、貸出金利息や有価証券利息配当金も利回り上昇により増加したことなどから前期比で増加しました。役務取引等利益は、法人ソリューション手数料やクレジット関連手数料などで増加しましたが、融資・ローン手数料収益が減少したことなどから、前期比では減少となりました。また、有価証券関係損益は、債券関係損益は売却に伴う損失を計上しましたが、政策投資株式などの売却益により、概ね当初計画の損益となりました。

この結果、経常利益は前期比54億円増加の313億円となりました。このほか、固定資産の処分益や減損損失などを特別損益に計上した結果、山陰合同銀行単体の当期純利益は前期比38億円増加の221億円となりました。また、当行グループの連結経常利益は前期比56億円増加の323億円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は前期比39億円増加の226億円となり、連結・単体とも過去最高益を更新しました。

### <経営戦略及び対処すべき課題>

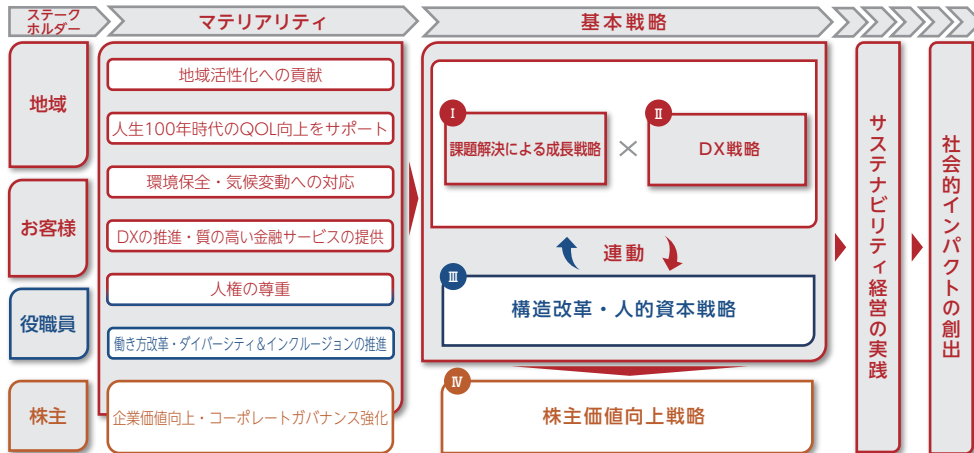
当行の経営環境は、先行きが見通せない不確実な環境が続くものと予想される中、当行が優先して対処すべき課題であるマテリアリティを「ステークホルダー（社会）の視点からの重要度」と「経営（当行）の視点からの優先度」の観点から、以下の7項目に選定しております。

#### 【マテリアリティ】

- ①地域活性化への貢献
- ②人生100年時代のQOL向上をサポート
- ③環境保全・気候変動への対応
- ④DXの推進・質の高い金融サービスの提供
- ⑤人権の尊重
- ⑥働き方改革・ダイバーシティ&インクルージョンの推進
- ⑦企業価値向上・コーポレートガバナンス強化

## 【中長期的な経営戦略】

2024年度から2026年度を計画期間とする中期経営計画では、マテリアリティの解決に貢献するための基本戦略として、「Ⅰ 課題解決による成長戦略」「Ⅱ DX戦略」「Ⅲ 構造改革・人的資本戦略」「Ⅳ 株主価値向上戦略」の4つを掲げております。この基本戦略に取り組むことによりマテリアリティの解決を進め、サステナビリティ経営の実践、社会的インパクトの創出を目指してまいります。



### Ⅰ 課題解決による成長戦略

法人コンサルティング分野では、2015年からのコンサル力強化に向けた取り組みにより構築した「全員コンサル」を営業エリア全域に面的展開し、お客様の課題解決に取り組み、企業の付加価値向上に貢献します。また、コンサル強化や体制構築による効率化により、採算性をこれまで以上に意識した持続可能な成長戦略に転換します。

2025年度は、より質の高いコンサルティングサービスを提供するため、山陰における法人営業体制を再編し、専門性の高い人材がより多くのお客様の課題解決に貢献できる体制を構築しました。また、山陽・関西においては、メイン取引を志向する中堅企業に対するコンサル活動を進めており、「全員コンサル」の面的展開が着実に図れています。

引き続き当行の強みであるコンサル力を強化するため、行内の認定制度で一人ひとりのスキルレベルを可視化し、スキルレベルに応じた人材育成に取り組んでいきます。

個人コンサルティング分野では、野村証券株式会社との間で締結した業務提携（Nアライアンス）により、銀行と証券の強みを生かした新たなビジネスモデルを確立し、お客様の資産全体を踏まえ、リスク許容度やライフプランに沿ったポートフォリオを提案する「全資産アプローチ」という質の高いサービスを提供することができるようになりました。

2025年度は、この「全資産アプローチ」を発展させ、お客様の資産側だけではなく負債側の課題も把握し、お客様のバランスシート全体を理解したうえで、商品・サービスをトータルでコーディネートする「バランスシートアプローチ」でお客様の課題解決を進めました。

預り資産残高は、2024年2月に業務提携当初の計画より2年前倒しで目標の8,000億円を達成しましたが、その後も堅調に推移し、2025年11月には1兆円を超えております。引き続き両社の強みを最大限に発揮しコンサル力を高めることで、お客様一人ひとりの豊かな未来形成に貢献します。

個人ローンは、「金利のある世界」において他行との競争は激しさを増していますが、着実に山陽・関西での営業基盤を拡大してきております。お客様の利便性向上・業務の効率化をより一層進めるためにデジタル化を推進し、お客様の課題・ニーズに合った商品・サービスを丁寧かつ迅速に提供することで、さらなる成長を実現します。

他にも、地域経済の活性化や課題解決に向け、ベンチャーキャピタルファンドへの投資などを通じて構築したスタートアップ企業とのネットワークを活用し、オープンイノベーションの創出に向けた取り組みも進めております。

## II DX戦略

10年以内に『デジタルな銀行』に変革することを目指し、非対面チャネルでの事業領域拡張やAIとITを組織に組み込むことによる生産性向上など、最新テクノロジーの幅広い分野での導入を進めております。

デジタルマーケティングにおいては、オムニチャネルと掛け合わせることで高度化を進め、非対面チャネルでの事業領域拡張を図っています。

また、法人営業分野においては、Bizポータル機能拡充などにより非対面領域の新規開拓を進めるとともに、対面領域では、デジタル活用により業務生産性を向上させ、営業力の強化につなげています。

引き続きAIなど最先端のデジタル技術を最大限活用し、銀行全体のDXを強力かつ抜本的に推し進めます。

### Ⅲ 構造改革・人的資本戦略

人材が最も重要な資産かつ最大の強みであると考え、新卒・経験者採用の強化や、戦略と連動した能力開発を業務ごとに行い専門人材の育成を加速するなど、人的資本の最大化を図ります。

2025年7月には人事制度を大幅改定し、年齢に関わらず「実力」と「専門性」を適正に処遇する制度としました。お客様・当行の付加価値向上に向け、従業員がエンゲージメント高く、成長・変革し続ける組織を実現し、当行の価値観「GOGIN Five Values」のさらなる浸透や長期ビジョン及び経営理念の実現につなげていきます。

また、デジタル技術を活用した事務の効率化や法人営業体制・店舗ネットワークの再編などの構造改革により人員を捻出し、リスキリングを行うことで、さらなる成長が見込まれる戦略エリア・戦略分野への再配置も進めていきます。

### Ⅳ 株主価値向上戦略

中期経営計画の各種施策を実現することでROE向上に取り組みます。また「株主還元の充実」に取り組むとともに、「健全性の維持」「積極的な成長投資」をバランスよく実現し、企業価値の最大化を図ります。

2025年10月には、当行の認識する資本コストをこれまでの6%から7%へ変更しました。貸出資産の積み上げなどのリスクテイクによる収益増強を通じて、資本コストを上回るROEを達成し、PBR1倍を目指していきます。

お客様、株主の皆様、地域の方々のご期待にお応えしていくために最大限の努力を尽くす所存でございます。株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

# 事業報告

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
<b>預 金</b>	<b>5,519,938</b>	<b>5,935,623</b>	<b>6,233,367</b>	<b>6,475,314</b>
定期性預金	2,188,548	2,415,144	2,881,728	3,202,445
その他	3,331,390	3,520,478	3,351,639	3,272,868
<b>譲渡性預金</b>	<b>138,957</b>	<b>306,743</b>	<b>431,400</b>	<b>397,000</b>
<b>貸 出 金</b>	<b>4,343,479</b>	<b>4,768,310</b>	<b>5,132,213</b>	<b>5,510,712</b>
個人向け	1,125,697	1,247,449	1,362,561	1,417,734
中小企業向け	2,012,598	2,276,570	2,462,493	2,698,863
その他	1,205,183	1,244,288	1,307,157	1,394,114
<b>商品有価証券</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
<b>有 価 証 券</b>	<b>1,559,753</b>	<b>1,558,229</b>	<b>1,983,075</b>	<b>1,713,172</b>
国債	259,611	227,905	678,500	403,695
地方債	265,863	261,653	232,235	205,882
その他	1,034,278	1,068,669	1,072,339	1,103,594
<b>総 資 産</b>	<b>6,850,754</b>	<b>7,333,169</b>	<b>8,521,764</b>	<b>9,009,951</b>
<b>内国為替取扱高</b>	<b>24,649,701</b>	<b>27,611,416</b>	<b>32,151,406</b>	<b>33,475,265</b>
<b>外国為替取扱高</b>	<b>4,143</b>	<b>5,491</b>	<b>6,809</b>	<b>6,670</b>
	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
<b>経 常 利 益</b>	<b>21,017</b>	<b>22,955</b>	<b>25,990</b>	<b>31,397</b>
<b>当 期 純 利 益</b>	<b>14,517</b>	<b>15,975</b>	<b>18,224</b>	<b>22,108</b>
<b>1株当たり当期純利益</b>	<b>93円20銭</b>	<b>103円92銭</b>	<b>119円53銭</b>	<b>146円11銭</b>

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

# 事業報告

## (3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	1,793人
平 均 年 齢	41年3月
平 均 勤 続 年 数	17年6月
平 均 給 与 月 額	455千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。  
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

## (4) 営業所等の状況

### イ. 営業所数

	当 年 度 末	営 業 拠 点 数
島 根 県	79店 <small>うち出張所 ( 25)</small>	45店 <small>うち出張所 ( 0)</small>
鳥 取 県	54 ( 12)	39 ( 0)
東 京 都	1 ( 0)	1 ( 0)
大 阪 府	3 ( 0)	3 ( 0)
兵 庫 県	10 ( 0)	10 ( 0)
岡 山 県	5 ( 0)	5 ( 0)
広 島 県	5 ( 0)	5 ( 0)
合 計	157 ( 37)	108 ( 0)

- (注) 1. 営業拠点数には、店舗内店舗方式対象店舗42か店、ダイレクト支店1か店及びDanDanBank6か店を含まない拠点数を記載しております。  
 上記のほか、駐在員事務所等を次のとおり設置しております。  
 また、店舗外現金自動設備(当行主幹事分)には、コンビニATMを含めております。  
 駐 在 員 事 務 所 当年度末 2か所  
 店舗外現金自動設備 // 288か所
2. 当年度中に、店舗外現金自動設備を島根県で1か所新設・5か所廃止し、鳥取県で1か所廃止しました。  
 3. 2025年4月7日より店舗内店舗方式の出張所を除くすべての出張所(44か所)の店舗名称を支店に変更しました。

## 事業報告

- . 当年度新設営業所  
該当事項はありません。
  
- ハ. 銀行代理業者の一覧  
該当事項はありません。
  
- 二. 銀行が営む銀行代理業等の状況  
該当事項はありません。

### (5) 設備投資の状況

#### イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,088
---------	-------

#### □. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
オンラインシステム関連	1,365

# 事業報告

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
ごうぎん不動産管理 株式会社	島根県松江市 白潟本町23番地	不動産の賃貸業務	百万円 150	% 100.00	
株式会社 ごうぎんキャリアデザイン	島根県松江市 白潟本町71番地	人材紹介業務、文 書等作成業務、計 算業務	10	100.00	
ごうぎん再生債権回収 株式会社	島根県松江市 白潟本町71番地	債権回収業務	500	95.00	
ごうぎんリース 株式会社	島根県松江市 白潟本町63番地	リース業	30	100.00	
ごうぎん保証株式会社	島根県松江市 白潟本町71番地	信用保証業務	30	100.00	
株式会社 ごうぎんクレジット	島根県松江市 白潟本町23番地	クレジットカード 業務、信用保証業 務	70	100.00	
ごうぎんキャピタル 株式会社	島根県松江市 白潟本町71番地	ベンチャーキャピ タル	100	100.00	
ごうぎんエナジー 株式会社	島根県松江市 白潟本町71番地	発電／小売電気事 業、コンサルティ ング事業	100	100.00	
株式会社 ごうぎん地域商社	鳥取県鳥取市 千代水1丁目86番 地	地域商社業務	98	100.00	

(注) 1. 以下の3社は、2025年7月1日付で商号変更いたしました。

【変更前】

松江不動産株式会社

⇒

【変更後】

ごうぎん不動産管理株式会社

山陰債権回収株式会社

⇒

ごうぎん再生債権回収株式会社

株式会社地域商社とっとり

⇒

株式会社ごうぎん地域商社

2. 連結対象子会社は上記の重要な子会社等9社であります。

## 事業報告

### 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行61行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行61行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行61行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社池田泉州銀行、株式会社きらぼし銀行、株式会社群馬銀行、株式会社四国銀行、株式会社千葉興業銀行、株式会社筑波銀行及び株式会社福井銀行との間で、各行のデジタル化を連携・協働して進めていくための連携協定「フィクロス・パートナーシップ」を締結しております。
5. 野村證券株式会社と金融商品仲介業務における包括的業務提携に関する契約を締結しております。

### (7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

### (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

# 事業報告

## 2. 会社役員（取締役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	その他
山 崎 徹	取締役会長 (代表取締役)		
吉 川 浩	取締役頭取 (代表取締役) <担当> 人事		
吉 岡 佐和子	取締役 専務執行役員 (代表取締役) 鳥取営業本部長		
生 田 博 久	取締役 専務執行役員 DX推進本部長 <担当> DX推進・人事 (副)・融資		
倉 都 康 行	取締役 (社外)	リサーチアンドプライシングテクノロジー株式会社 代表取締役 セントラル短資FX株式会社 社外監査役 株式会社国際経済研究所 シニア・フェロー	
後 藤 康 浩	取締役 (社外)	亜細亜大学社会学部／都市創造学部 教授 一般社団法人全国石油協会 非常勤理事 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) 業務評価委員	
本 井 稚 恵	取締役 (社外)		(注)1
グム・デビッド・ナウド	取締役 (社外)	ナウド・アドバイザー株式会社 代表取締役社長	
中 村 真実子	取締役 (常勤) (監査等委員)		(注)2
古 藤 良 子	取締役 (常勤) (監査等委員)		(注)2

# 事業報告

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
足立 珠 希	取締役(社外) (監査等委員)	足立珠希法律事務所 弁護士	(注)3
瀬古 智 昭	取締役(社外) (監査等委員)	鳥取あおぞら法律事務所 弁護士・公認会計士 日本セラミック株式会社 社外取締役(監査等委員)	(注)4
大森 浩	取締役(社外) (監査等委員)	大森浩公認会計士事務所 代表 株式会社大森会計事務所 代表取締役 大森浩税理士事務所 代表 公益財団法人しまね産業振興財団 監事	(注)5

- (注) 1. 取締役 本井稚恵氏の戸籍上の氏名は、久保田稚恵であります。
2. 当行は、常勤の監査等委員を2名選定しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な会議への出席や内部監査部門等との連携、各種情報収集や報告の受領等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。
3. 監査等委員 足立珠希氏は、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員 瀬古智昭氏は、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有するとともに、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員 大森浩氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

氏名	地位	担当
景山 英俊	常務執行役員	東京営業本部長
安田 譲	常務執行役員	リスク統括、事務企画、業務サポート、IT統括、本部業務集中
成相 昇	常務執行役員	山陽営業本部長
田中 良和	常務執行役員	経営企画、ソリューション営業、地域振興
石橋 潤	常務執行役員	関西営業本部長
友田 耕生	常務執行役員	Nアライアンス戦略本部長 営業統括、アセットコンサルティング、ダイレクトチャンネル、市場金融
山内 秀洋	執行役員	本店営業部長、松江法人営業部長
高橋 一成	執行役員	米子営業本部長
福田 朋之	執行役員	広島支店長
三島 淳	執行役員	石見営業本部長
林 朱美	執行役員	ダイレクトチャンネル部長
阿川 弘司	執行役員	東京営業副本部長
高橋 毅	執行役員	経営企画部長
日熊 徹	執行役員	ソリューション営業部長
大谷 卓也	執行役員	リスク統括部長
金築 大悟	執行役員	事務企画部長

## (2) 会社役員に対する報酬等

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の決定方針に関する事項

### ① 報酬等の決定方針の決定の方法

当行は、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、経営陣の業績向上や中長期的な企業価値増大に向けたインセンティブとなる役員報酬制度を客観性・透明性の高いプロセスで構築し、経営戦略と合致した役員報酬制度の策定・維持・モニタリングを行っております。指名・報酬委員会では、役員報酬制度の基本方針、役位別の報酬水準、報酬に占める業績連動報酬・株式報酬の割合等を審議し、必要に応じて取締役会へ答申を行っております。取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については取締役会が定める「取締役報酬規程」に基づき支給します。したがって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬についての決定権限は、株主総会で決議された枠の範囲内において取締役会にあります。

当事業年度における取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、取締役会が指名・報酬委員会の答申内容に基づいて、規程の変更の要否を判断することとしております。

### ② 当該方針の内容の概要

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は確定金額報酬、業績連動報酬及び株式報酬からなり、役位に応じてそれぞれ支給しております。

### ③ 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うと取締役会が判断した理由

個人別の報酬等の内容は、取締役会が定めた「取締役報酬規程」に基づき明確に算出されていることから、取締役会はその内容が方針に沿うものと判断しております。

ロ. 監査等委員である取締役の報酬等の決定方針に関する事項

### ① 報酬等の決定方針の決定の方法

監査等委員である取締役の報酬額総額については指名・報酬委員会が評価を行い、その結果について取締役会及び監査等委員会へ答申を行っております。監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会が定める「監査等委員報酬規程」に基づき支給します。したがって、監査等委員である取締役の報酬についての決定権限は、株主総会で決議された枠の範囲内において監査等委員会にあります。

## ② 当該方針の内容の概要

当行の監査等委員である取締役の報酬は、客観性を重視する視点から、確定金額報酬のみとしており、常勤・非常勤の区分に応じて支給しております。

## 八. 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬 (確定金額報酬)	業績連動報酬	非金銭報酬等
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く)	8名	323	175	98	49
監査等委員である取締役	7名	78	78	—	—
計	15名	402	253	98	49

(注) 1. 株主総会で定められた確定金額報酬の限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く）250百万円（うち社外取締役50百万円）、監査等委員である取締役85百万円であります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の確定金額報酬については、2024年6月20日開催の第121期定時株主総会において決議しており、決議時点における取締役（監査等委員である取締役を除く）は8名（うち社外取締役4名）であります。

監査等委員である取締役の確定金額報酬については、2019年6月25日開催の第116期定時株主総会において決議しており、決議時点における監査等委員である取締役は5名であります。

2. 当行では、業績向上への意欲を高めることを目的に、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対し、年間総額2億5千万円を限度額として、親会社株主に帰属する当期純利益（連結）に応じた業績連動テーブルを下記のとおり設定しております。当行が、多様化・複雑化するお客様のニーズに適切に対応するためには、一層のグループ連携強化により、グループ会社の業績にも責任を持つことが重要であると認識しており、当該指標を業績連動報酬決定のための指標として採用しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬の算定の基準となる親会社株主に帰属する当期純利益の実績額は22,698百万円となりました。

また、下記の業績連動報酬テーブルについては、2024年6月20日開催の第121期定時株主総会において決議しており、決議時点における取締役（監査等委員である取締役を除く）は8名（うち社外取締役4名）であります。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の業績連動テーブル

親会社株主に帰属する当期純利益（連結）	業績連動報酬 支給倍率
230億円超	1.35
220億円超～230億円以下	1.30
210億円超～220億円以下	1.25
200億円超～210億円以下	1.20
190億円超～200億円以下	1.15
180億円超～190億円以下	1.10
170億円超～180億円以下	1.05
160億円超～170億円以下	1.00
150億円超～160億円以下	0.95
140億円超～150億円以下	0.90
130億円超～140億円以下	0.85
120億円超～130億円以下	0.80
110億円超～120億円以下	0.75
100億円超～110億円以下	0.70
100億円以下	0.00

各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の業績連動報酬については、社外取締役が過半数で構成される指名・報酬委員会の答申を踏まえて取締役会決議により設定する役位別の基準額に、上記の業績連動テーブルに連動した支給倍率を乗じて算定する方法によっております。

3. 報酬等に含まれる非金銭報酬等は、株式報酬であります。

当行では、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬と当行の株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することによる、中長期的な業績の向上及び企業価値の増大、ガバナンス意識の向上を目的に、株式報酬制度を導入しております。本制度のもと当行は、対象となる取締役に對し当行が定めた役員株式給付規程に基づき、事業年度毎にポイントを付与し、取締役の退任時に累計ポイントに応じた当行株式及び当行株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。株式報酬の限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く）分として年額200百万円（うち社外取締役分30百万円）としております。

株式報酬については、2024年6月20日開催の第121期定時株主総会において決議しており、決議時点における取締役（監査等委員である取締役を除く）は8名（うち社外取締役4名）であります。

株式報酬は「取締役報酬規程」に基づき、社内取締役（監査等委員である取締役を除く）に対しては行内で定めた役位の区分に応じ定められた枠内の金額を、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に対しては定められた枠内の金額を、それぞれ配分しております。

## (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
倉 都 康 行	<p>会社法第423条第1項の責任について、社外取締役がその職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負担するものとしております。</p>
後 藤 康 浩	
本 井 稚 恵	
グレム・デイビッド・ナウド	
足 立 珠 希	
瀬 古 智 昭	
大 森 浩	

## (4) 補償契約

該当事項はありません。

## (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
取締役 執行役員 重要な使用人	<p>当行は、保険会社との間において、当行の取締役、執行役員及び重要な使用人等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&amp;O保険）契約を締結しており、保険料については全額当行が負担しております。</p> <p>当該保険契約では、被保険者が行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用等が補償されます。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に対する損害等は補償対象外としております。</p>

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
倉 都 康 行	リサーチアンドプライシングテクノロジー株式会社 代表取締役 セントラル短資FX株式会社 社外監査役 株式会社国際経済研究所 シニア・フェロー
後 藤 康 浩	亜細亜大学社会学部/都市創造学部 教授 一般社団法人全国石油協会 非常勤理事 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) 業務 評価委員
本 井 稚 恵	該当事項はありません。
グレム・デイビッド・ナウド	ナウド・アドバイザー株式会社 代表取締役社長
足 立 珠 希	足立珠希法律事務所 弁護士
瀬 古 智 昭	鳥取あおぞら法律事務所 弁護士・公認会計士 日本セラミック株式会社 社外取締役 (監査等委員)
大 森 浩	大森浩公認会計士事務所 代表 株式会社大森会計事務所 代表取締役 大森浩税理士事務所 代表 公益財団法人しまね産業振興財団 監事

- (注) 1. 倉都康行氏、後藤康浩氏、本井稚恵氏、グレム・デイビッド・ナウド氏、足立珠希氏、瀬古智昭氏及び大森浩氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。  
2. 当行と上記の兼職先等との間には特別の関係はありません。

# 事業報告

## (2) 社外役員の子な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
倉都 康行	7年 9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しております。	<p>国際金融分野における専門的な知見と国内外での金融業務における豊富な経験を有し、地元出身者として当行の地域特性も熟知しております。専門的・実践的な視点からの当行経営全般に対する助言・提言、並びに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能を期待し、取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、上記の専門的な知見等を生かし、当行の経営に対し、様々な角度からの的確な助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能において重要な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、役員人事の決定プロセスの適正性の保持や役員報酬体系の決定・検証プロセスにおける重要な役割を果たしております。</p>
後藤 康浩	4年 9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しております。	<p>当行の地域特性を熟知する外部人材で、新聞社において海外総局駐在員、論説委員、編集局アジア部長、編集委員等を歴任し、また現任の大学教授として産業構造分析、アジア経済、日本企業の海外進出等の分野で専門的な知見を有しております。当行の健全性の維持、企業価値の向上のため、当行経営全般に対する助言・提言、並びに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能を期待し、取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、上記の専門的な知見等を生かし、当行の経営に対し、様々な角度からの的確な助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能において重要な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、役員人事の決定プロセスの適正性の保持や役員報酬体系の決定・検証プロセスにおける重要な役割を果たしております。</p>

# 事業報告

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
本井 稚恵	3年 9ヵ月	当事業年度開催 の取締役会12回 のすべてに出席 しております。	<p>当行の地域特性を熟知する外部人材で、コンサルティング会社においてシニアマネージャー、エグゼクティブ・パートナーとして、多数のプロジェクトの責任者を務め、豊富な実務経験、専門的知見を有しております。また、女性の活躍を支援する活動にも力を注いでおり、多様性ある人材育成に関する知見・経験も豊富です。当行の健全性の維持、企業価値の向上のため、当行経営全般に対する助言・提言、並びに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能を期待し、取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、上記の専門的な知見等を生かし、当行の経営に対し、様々な角度からの確かな助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能において重要な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、役員人事の決定プロセスの適正性の保持や役員報酬体系の決定・検証プロセスにおける重要な役割を果たしております。</p>
グレン・デイビッド・ナウド	1年 9ヵ月	当事業年度開催 の取締役会12回 のすべてに出席 しております。	<p>中央銀行や国際機関、グローバルな金融機関、格付会社などで、長年、国内外の企業分析の実績を積み、格付会社では地域の責任者を務めるなど、豊富な実務経験、金融機関経営に関する専門的な知見を有しております。当行の健全性の維持、企業価値の向上のため、新しい視点からの当行経営全般に対する助言・提言、並びに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能を期待し、取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、上記の専門的な知見等を生かし、当行の経営に対し、様々な角度からの確かな助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能において重要な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、役員人事の決定プロセスの適正性の保持や役員報酬体系の決定・検証プロセスにおける重要な役割を果たしております。</p>

# 事業報告

氏 名	在 任 期 間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
足 立 珠 希	9年 9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に、また、監査等委員会15回のうち13回に出席しております。	<p>当行の地域特性を熟知する外部人材で、弁護士としての高い見識及び法令に関する専門的知識を有しており、中立的・客観的な視点で取締役の職務執行を監査・監督し、的確・適切な意見・助言を行うことを期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、上記の豊富な経験や見識を生かし、当行の経営に対し、様々な角度からの的確な助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能並びに監査等委員会における取締役の職務執行の監査・監督において重要な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、役員人事の決定プロセスの適正性の保持や役員報酬体系の決定・検証プロセスにおける重要な役割を果たしております。</p>
瀬 古 智 昭	4年 9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに、また、監査等委員会15回のすべてに出席しております。	<p>当行の地域特性を熟知する外部人材で、弁護士及び公認会計士としての高い見識及び法令・財務・会計に関する専門的知識を有しております。その豊富な知識と実務経験を生かすことにより、取締役の職務執行を監査・監督し、的確・適切な意見・助言を行うことを期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、上記の豊富な経験や見識を生かし、当行の経営に対し、様々な角度からの的確な助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能並びに監査等委員会における取締役の職務執行の監査・監督において重要な役割を果たしております。</p>

# 事業報告

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
大森 浩	9ヵ月	2025年6月26日 就任以降開催の 取締役会10回の 全てに、また、 監査等委員会12 回のうち全てに 出席しております。	当行の地域特性を熟知する外部人材で、公認会計士及び税理士としての財務及び会計に関する専門的知識と実務経験を有しており、中立的・客観的な視点で取締役の職務執行を監査・監督し、的確・適切な意見・助言を行うことを期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。 同氏は、上記の豊富な経験や見識を生かし、当行の経営に対し、様々な角度からの確かな助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能並びに監査等委員会における取締役の職務執行の監査・監督において重要な役割を果たしております。

## (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行からの報酬等の種類別の総額		
			基本報酬 (確定金額報酬)	業績連動報酬	非金銭報酬等
報酬等の合計	8名	74	66	—	7

(注) 銀行の親会社等からの報酬等はありません。

## (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

# 事業報告

## 4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 495,021千株  
発行済株式の総数 156,977千株

(2) 当年度末株主数 30,695名

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	18,443 <sup>千株</sup>	12.14 <sup>%</sup>
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	9,107	5.99
日本生命保険相互会社	4,076	2.68
山陰合同銀行従業員持株会	3,514	2.31
明治安田生命保険相互会社	3,050	2.00
住友生命保険相互会社	3,006	1.97
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385781	2,120	1.39
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 505001	1,966	1.29
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,786	1.17
グッドヒル株式会社	1,568	1.03

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
3. 持株比率は、自己株式（5,154,057株）を控除して算出しております。なお、控除する自己株式数には、株式給付信託(BBT)が所有する当行株式1,168,100株及び株式給付信託(J-E SOP)が所有する当行株式365,032株を含んでおりません。

## 事業報告

### (4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く)	—	—
社外取締役 (監査等委員であるものを除く)	—	—
監査等委員である取締役	1名	16,500株

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 伊加井真弓 指定有限責任社員 小松崎謙	52	①報酬等に監査等委員会が同意した理由 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績を分析し、会計監査人の職務遂行状況を評価したうえ、2025年度の監査計画における監査時間・工数計画、報酬見積の相当性などを確認・検討した結果、当該事業年度に係る報酬等は妥当であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項に基づく同意を行っております。 ②会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 ・金融商品に関する会計基準改正対応のための助言・支援

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 上記のほか、前事業年度の会計監査に係る追加報酬として0百万円を支払っております。  
3. 会計監査人に、当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、61百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 補償契約

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会計監査人がその職務上の義務に違反し、若しくはその職務を怠り、又は会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当行の会計監査人であることにつき支障があると監査等委員会が判断した場合には、監査等委員会は会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合や監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が必要であると判断される場合などには、監査等委員会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する株主総会に提出する議案の内容を

## 事業報告

決定いたします。

- . 当行の重要な子会社のうち、ごうぎん再生債権回収株式会社は当行の会計監査人以外の会計監査人である、山川博司公認会計士事務所山川博司氏の監査を受けております。

### 6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

### 7. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

### 8. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

### 9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

### 10. その他

該当事項はありません。



第123期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科目		金額	額
経常	益	118,441	146,304
資	金	77,715	
貸	出	31,986	
有	証	240	
コ	券	7,017	
預	金	479	
金	の	1,001	
そ	の	18,118	
役	受	2,637	
受	入	15,481	
そ	の	721	
そ	の	507	
そ	の	175	
そ	の	39	
そ	の	9,022	
そ	の	0	
そ	の	7,456	
そ	の	6	
そ	の	1,559	
経常	費用	38,748	114,906
資	金	24,043	
預	金	2,184	
讓	マ	4,002	
コ	ネ	6,105	
債	取	417	
借	金	1,817	
金	の	177	
そ	の	6,123	
役	取	419	
支	為	5,703	
そ	の	23,203	
そ	の	3,060	
そ	の	12,376	
そ	の	49	
そ	の	7,715	
営	派	39,671	
所	業	7,159	
の	他	5,844	
倒	引	5	
式	等	135	
の	の	1,173	
常	利		31,397
別	産		296
定	損		
別	産		267
定	損		
減	損		9
引	引		257
前	純		
当	利		
期	事		31,427
及	業		9,194
住	整		124
民	合		9,318
税	利		22,108
人	益		
人	額		
期	計		
純	益		

第123期末 (2026年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,630,970	預 金	6,464,609
コールローン及び買入手形	6,954	譲 渡 性 預 金	397,000
買 入 金 銭 債 権	14,824	コールマネー及び売渡手形	880,612
金 銭 の 信 託	5,000	債券貸借取引受入担保金	184,490
有 価 証 券	1,713,319	借 用 金	622,280
貸 出 金	5,464,901	外 国 為 替	42
外 国 為 替	3,213	そ の 他 負 債	147,709
リース債権及びリース投資資産	34,101	賞 与 引 当 金	1,000
そ の 他 資 産	102,664	退職給付に係る負債	7,222
有 形 固 定 資 産	40,377	株 式 給 付 引 当 金	735
建 物	10,365	役員退職慰労引当金	100
土 地	19,431	睡眠預金払戻損失引当金	105
建 設 仮 勘 定	4,176	その他の偶発損失引当金	879
その他の有形固定資産	6,404	繰 延 税 金 負 債	20
無 形 固 定 資 産	2,971	再評価に係る繰延税金負債	1,981
ソ フ ト ウ エ ア	2,635	支 払 承 諾	10,660
の れ ん	64	負 債 の 部 合 計	8,719,452
その他の無形固定資産	271	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	15,281	資 本 金	20,705
繰 延 税 金 資 産	48,847	資 本 剰 余 金	22,411
支 払 承 諾 見 返	10,660	利 益 剰 余 金	348,814
貸 倒 引 当 金	△53,341	自 己 株 式	△7,412
投 資 損 失 引 当 金	△32	(株 主 資 本 合 計)	384,518
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△99,193
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	28,819
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,033
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	4,897
		(そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計)	△63,442
		新 株 予 約 権	28
		非 支 配 株 主 持 分	158
		純 資 産 の 部 合 計	321,263
資 産 の 部 合 計	9,040,715	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	9,040,715

第123期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		167,078
資金運用収益	118,055	
貸出金利息	77,365	
有価証券利息配当金	31,949	
コールローン利息及び買入手形利息	240	
預け金利息	7,017	
その他の受入利息	1,482	
役員取引等収益	19,249	
その他の業務収益	19,657	
その他の経常収益	10,116	
償却債権取立益	4	
その他の経常収益	10,112	
経常費用		134,743
資金調達費用	38,811	
預金利息	24,029	
譲渡性預金利息	2,184	
コールマネー利息及び売渡手形利息	4,002	
債券貸借取引支払利息	6,105	
借入金利息	499	
その他の支払利息	1,990	
役員取引等費用	5,806	
その他の業務費用	39,809	
営業経常費用	42,263	
その他の経常費用	8,053	
貸倒引当金繰入額	6,100	
その他の経常費用	1,952	
経常利益		32,335
特別利益		302
固定資産処分益	302	
特別損失		287
固定資産処分損失	10	
減損損失	277	
税金等調整前当期純利益		32,349
法人税、住民税及び事業税		9,608
法人税等調整額		32
法人税等合計		9,640
当期純利益		22,709
非支配株主に帰属する当期純利益		10
親会社株主に帰属する当期純利益		22,698

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社 山陰合同銀行

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真 弓  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小松崎 謙  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社山陰合同銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない

計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等の注記事項が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社 山陰合同銀行  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真 弓  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小松崎 謙  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社山陰合同銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山陰合同銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判

断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第123期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当行の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

株式会社 山陰合同銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 中 村 真実子 ㊟

常勤監査等委員 古 藤 良 子 ㊟

監 査 等 委 員 足 立 珠 希 ㊟

監 査 等 委 員 瀬 古 智 昭 ㊟

監 査 等 委 員 大 森 浩 ㊟

(注) 監査等委員 足立珠希、瀬古智昭及び大森浩は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

# 株主総会会場ご案内略図

会場

## 当行本店（3階大ホール）

島根県松江市魚町10番地 電話 (0852) 55-1000



交通のご案内 ● J R松江駅より 徒歩 約15分

最寄バス停「大橋南詰」バス停下車 徒歩約3分

※駐車場の収容台数に限りがございますので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

ご来場株主様へのお土産の用意はございません。



地球環境を考え、  
植物油インキを  
使用しています。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。